

## 岡山大学の新しい化学物質管理について

岡山大学環境管理センター

加瀬野悟

### 化学物質管理の見直しの背景

平成20年度には、岡山大学において化学物質の不適切な管理、使用によっていくつかの事故が発生しました。化学物質を適正に管理し、更に大学構成員の健康と安全衛生を守ると共に、環境保全に努め、全ての法令等を遵守する方策を構築するために、新しい「岡山大学化学物質管理規程」を制定し、平成21年4月1日から施行されています。

### 新規程の対象化学物質

新規程において対象とする化学物質は、法令等で規制を受ける元素及び化合物です。

### 新規程における岡山大学の化学物質管理体制

新規程が定める岡山大学の化学物質管理体制では、学長、部局長の下に、化学物質管理責任者、化学物質取扱・保管責任者、毒劇物管理責任者が選任されており、これらの責任者によって化学物質を使用する者に対して管理、指導が行われます。

以下に、これらの責任者等の位置づけと行うべき業務等について述べます。

#### 学長

岡山大学(法人)における化学物質管理の総括を行います。また、新たに化学物質の適正管理を推進するための監査を実施します。

#### 部局長

部局における化学物質管理の総括、管理監督を行います。化学物質を取り扱う者の安全確保と化学物質による事故、健康被害を防止しなければなりません。行う業務としては、化学物質管理責任者の選任、化学物質の事故、盗難、紛失の場合の学長への報告、部局内の各責任者の選任・変更の学長への届出、PRTR法の第一種指定化学物質に関する前年度実績の報告があります。化学物質取扱・保管責任者が行う化学物質の数量照合作業を指示すると共にその確認結果を学長に報告します。また、職員、学生等に対して化学物質についての教育訓練を行いません。

#### 化学物質管理責任者

部局長が指定する組織の単位(学科、専攻等)毎に選任されます。後述する化学物質取扱・保管責任者、毒劇物管理責任者に対し指揮命令を行います。化学物質の不適切な取扱い、事故、盗難、紛失が生じた場合には、直ちに部局長に報告しなければなりません。化学物質取扱・保管責任者が行う化学物質の数量照合作業の確認を行うと共に、照合作業の化学物質リストを添付して結果を部局長に報告します。

#### 化学物質取扱・保管責任者

化学物質を取り扱う部屋等毎に選任されます。ただし、毒劇物を保管する場合には、後述の毒劇物管理責任者から選任されなければなりません。管理する部屋等の化学物質の適正な管理、保管を行う責務があります。特に、毒劇物は、堅固な構造で施錠機能を有する保管庫で、毒劇物以外の薬品と区別して常に施錠して保管し、管理する部屋等の保管庫の鍵を管理します。

化学物質管理システム等を用いて、管理する部屋における化学物質の使用状況及び保管状況を把握します。化学物質管理システム等とは、「化学物質の受入れ、使用、廃棄または譲渡の年月日及び数量の履歴が把握できる受払簿、電子的記録システム等」で、部局長が適当と認めるものです。また、一年に1回以上、受払簿等のデータと保管庫内の化学物質の数量を照合し、化学物質管理責任者の確認を受けなければなりません。この照合作業を必ず行わなければならないのは、当面の間、毒劇物としています。また、化学物質の使用履歴に関するデータは、その化学物質の使用終了、廃棄の後、5年間保管します。また、過去2年間に使用履歴がなく、使用見込みのない化学物質は、速やかに廃棄等の処置をします。

使用する化学物質に関する情報を入手し、使用者へ周知させなければなりません。化学物質の飛散、漏えい、盗難、紛失等の事故が生じた場合、直ちに応急措置を行い、化学物質管理責任者へ報告します。

管理する部屋等において、化学物質の盗難などによる事故防止、地震等の災害に対する対策、保管時の化学物質の配置の配慮、飛散・漏れ・流れ出し・しみ出し・地下へのしみだし等への防止措置など化学物質の適切な取扱いと使用者への指導を行います。

### **毒劇物取扱責任者**

毒劇物保管庫毎に選任されます。毒劇物の保管庫及び容器・被包に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色で「毒物」の文字、劇物については白地に赤色で「劇物」の文字を表示しなければなりません。毒劇物を小分けした容器にもこれらの表示は必要です。また、毒劇物を使用する者に対して、現場で教育訓練を行います。

### **化学物質使用者**

関係法令等を遵守して化学物質を適切に取り扱うとともに、部局長、化学物質管理責任者、化学物質取扱・保管責任者、毒劇物管理責任者の指示に従わなければなりません。

### **環境管理センター**

学長が行う化学物質の監査を委任され、実際に実施します。部局の化学物質管理、教育訓練に協力します。また、化学物質に関する相談窓口を環境管理センターのホームページ上に開設しており、適切な化学物質管理を支援します。